別表六の二（九）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の10第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「措法第42条の５第１項各号の該当号　⑴」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第88条第１項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の５第１項第２号（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に定める減価償却資産にあつては、「第１号」と記載すること。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六の二(十一)を削る。

別表六の二(十一)付表の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に改める。

同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六の二(十一)付表とする。